

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和四年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
熊谷市立東部体育館	埼玉県熊谷市佐谷田三百七十一番地三	熊谷市教育委員会	七百八十人
妻沼南団地集会所	埼玉県熊谷市弥藤吾九百九十番地百九十三	妻沼南自治会長	八十人